

<資料提供>
令和6年12月24日
文化観光スポーツ部国際交流課
旅券GL小野
電話：076-223-9109

旅券発給手数料免除の期間延長等について

令和6年能登半島地震について、令和6年1月1日に石川県内に災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されたことを受け、旅券法に基づき、住家に一定の被害を受けた方に対し、旅券発給手数料を免除してきたところです。

当該地震と令和6年奥能登豪雨との一体的な支援の状況を踏まえ、下記のとおり、6市町の免除期間を豪雨に合わせ延長しましたのでお知らせします。

また、6市町以外の13市町の免除申請期限は令和6年12月27日（金）です。申請手続の詳細は、「石川県パスポートセンター」HPをご確認ください。

記

令和6年能登半島地震

- ・ 6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の全壊・半壊・床上浸水の被害を受けた方
免除期間：～令和7年9月20日（申請期限：令和7年9月19日（金））
※令和6年奥能登豪雨の免除期間は、令和7年9月20日までです。
- ・ 13市町（上記以外）の上記被害を受けた方
免除期間：～令和6年12月31日（申請期限：令和6年12月27日（金））

本件に関するお問い合わせ先：石川県パスポートセンター（076-223-9109）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/passport/passport.html>